取引説明書(LION FX 法人のお客様用)対比表

平成 27 年 12 月 15 日

(青字部分は追加箇所)

現行	変 更 後
3. 口座開設までの流れ	3. 口座開設までの流れ
(1)契約締結前交付書面をお読みください。	(1)契約締結前交付書面をお読みください。
(2)新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。	(2)新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。
(3)下記の書類3点を当社までご郵送ください。	(3)下記の書類3点を当社までご郵送ください。
・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか1点(発	・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか1点(発
行から6カ月以内の原紙)	行から6カ月以内の原紙)
・取引担当者様の本人確認書類	・取引担当者様の本人確認書類
・実質的支配者に関する申告書	・実質的支配者に関する申告書
(4)当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用	(4)当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用
のログインID、パスワードを法人の登録住所へ郵送にてお知らせいた	のログインID、パスワードを法人の登録住所へ郵送にてお知らせいた
します。また、取引担当者様には、口座開設完了の案内状を取引担当	します。また、取引担当者様には、口座開設完了の案内状を取引担当
者様の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。	者様の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。
(5)当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可	(5)当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可
能となります。	能となります。
※本人確認書類について	※本人確認書類について
取引担当者様の本人確認書類は、下記のいずれか1点となり、住所・	取引担当者様の本人確認書類は、下記のいずれか1点となり、住所・
氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転	氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転
防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証	防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証
③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証	③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証
明書(外国人登録証明書)⑥パスポート等となります。また、③④は発	明書(外国人登録証明書)⑥パスポート⑦個人番号カード(表面のみ、
行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであること	裏面は不要です。)等となります。また、③④は発行から6ヶ月以内の原
をご確認ください。本人確認書類に本籍地の情報が記載されている場	紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。ま
合、当該箇所を塗りつぶしてご提出ください。ただし、運転免許証の住	た、お送りいただく前に次の3点をご確認いただき、該当する場合、当
所が本籍地と同上となっている場合を除きます。	該箇所を黒く塗りつぶし、判読できない状態にしてください。なお、塗り
※実質的支配者に関する申告書について	つぶされていない等の場合、当社にて判読できない状態にいたしま
「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の事項の	す。
確認をさせていただきます。	・ 本人確認書類に 本籍地の情報が記載されている場合、当該箇所を
・実質的支配者の該当の有無	<u>塗りつぶしてご提出ください。</u> (ただし、運転免許証の住所が本籍地と
・実質的支配者の該当ありの場合、実質的支配者の本人特定事項	同上となっている場合を除きます。)
	・基礎年金番号(年金手帳を本人確認書類としてお送りいただく場合)
	・個人番号(個人番号が記載された住民票を本人確認書類としてお送
	りいただく場合)
	※実質的支配者に関する申告書について
	「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の事項の
	確認をさせていただきます。

	・実質的支配者の該当の有無
	・実質的支配者の該当ありの場合、実質的支配者の本人特定事項
19. 金額指定全決済	19. 条件指定全決済
	条件指定全決済には、次の(1)金額指定全決済と(2)時間指定全決
	済があります。
	(1)金額指定全決済
•特徴	・特徴
金額指定全決済とは、取引口座全体の評価損益または有効証拠金が	金額指定全決済とは、取引口座全体の評価損益または有効証拠金が
指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の	指定した金額に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の
成行注文が発注される機能のことです。	成行注文が発注される機能のことで す。 、(2)時間指定全決済を設定
	した状態であっても金額指定全決済を設定することができます。
・設定方法	・設定方法
取引口座全体の評価損益または有効証拠金のどちらかを選び、上限	取引口座全体の評価損益または有効証拠金のどちらかを選び、上限
の額または下限の額もしくはその両方の額を指定して、設定します。な	の額または下限の額もしくはその両方の額を指定して、設定します。ま
お、初期設定では金額指定全決済の機能は無効となっています。	た、発注済みの新規注文がある場合、金額指定全決済が執行時に発
	注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消さないことを選択でき
	ます。なお、初期設定では金額指定全決済の機能は無効となっていま
	す。
・執行	・執行
実際の取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に	実際の取引口座全体の評価損益または有効証拠金が指定した金額に
達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注	達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の成行注文が発注
されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類の(1)成行注	されます。成行注文の詳細については、18. 注文の種類の(1)成行注
文をご参照ください。	文をご参照ください。
新規注文および決済注文の約定によって取引口座全体の評価損益ま	新規注文および決済注文の約定によって取引口座全体の評価損益ま
たは有効証拠金が指定した金額に達した場合であっても、金額指定全	たは有効証拠金が指定した金額に達した場合であっても、金額指定全
決済は執行しますので、金額指定全決済を有効にした状態で発注さ	決済は執行しますので、金額指定全決済を有効に設定した状態で発
れる場合は必ず事前に指定した金額と取引口座全体の評価損益また	注される場合は必ず事前に指定した金額と取引口座全体の評価損益
は有効証拠金の額をご確認ください。なお、金額指定全決済を有効と	または有効証拠金の額をご確認ください。なお、金額指定全決済を有
した状態で金額指定全決済執行した場合、お客様の設定によっては、	効とした状態で金額指定全決済執行した場合、お客様の設定によって
発注済みの新規注文はすべて取り消しとなります。	は、発注済みの新規注文はすべて取り消しとなります。
・解除	・解除
金額指定全決済を有効にした状態で金額指定全決済またはロスカット	金額指定全決済を有効にした状態で金額指定全決済またはロスカット
が執行した場合には金額指定全決済の設定は解除されます。加えて、	が執行した場合には金額指定全決済の設定は解除されます。加えて、
有効証拠金を選んで金額指定決済を設定した場合には入出金の成立	有効証拠金を選んで金額指定決済を設定した場合には入出金の成立
によっても解除されます。ただし、手動によって全決済された場合は解	によっても解除されます。ただし、 金額指定全決済が解除される条件
除されません。	は、次のとおりです。なお、手動で全決済された場合には、解除されま
	せん。
	①金額指定全決済が執行された場合
	②ロスカットが執行された場合
	③金額指定全決済と時間指定全決済を設定している状態で、時間指
	定全決済が執行された場合
	④有効証拠金を選んで金額指定全決済を設定している状態で、入金
	または出金が成立した場合

	(2)時間指定全決済
	 ・特徴
	時間指定全決済とは、指定した時間に達した時点ですべての保有ポ
	ジションに対し、決済の成行注文が発注される機能のことで、(1)金額
	指定全決済を設定した状態であっても時間指定全決済を設定すること
	ができます。
	・設定方法
	日付、時間を指定して、設定しますが、別表 2 に定める時間を指定す
	ることはできません。また、発注済みの新規注文がある場合、時間指定
	全決済が執行時に発注済みの新規注文を取り消すこと、または取り消
	さないことを選択できます。なお、初期設定では時間指定全決済の機
	能は無効となっています。
	・執行
	指定した時間に達した時点ですべての保有ポジションに対し、決済の
	成行注文が発注されます。成行注文の詳細については、18. 注文の
	種類の(1)成行注文をご参照ください。
	・解除
	時間指定全決済が解除される条件は、次のとおりです。なお、手動で
	全決済された場合には、解除されません。
	①時間指定全決済が執行された場合
	②ロスカットが執行された場合
	③時間指定全決済と金額指定全決済を設定している状態で、金額指
	定全決済が執行された場合
平成 27 年 9 月 7 日現在	平成 27 年 12 月 21 日